

前回の意見・提案への対応案

No.	意見・提案の内容	対応方針案
1 計画の基本方針等について		
1-1	想定事象に関連して、原子力災害の場合、どこまで想定内にしておくのか難しい問題。地域防災計画として計画的に対応ができる内容を定めるとともに、残される課題は整理しておくこと。	災害想定の記事において加筆・修正(素案においても対応)
1-2	方針3の情報収集について、伝達と収集を分けて書くか、「情報収集・伝達」と入れれば誤解がなくなる。	提案のとおり加筆
1-3	方針4の()内の追加被ばく放射線量の数値は、P8の避難の形態の実効線量の数値の方が適切。	誤解が生じるので()内を削除
1-4	方針6の下の説明で「放射性物資」という表現があるが「放射性物質」ではないか。	指摘の誤記を修正
2 暫定計画の骨子について		
8(1)情報収集と連絡体制 及び (2)市からの情報発信		
2-1	情報収集や市民への連絡でインターネットのSNSを使う方法があるが、現在はそのようなキーワードが含まれていない。但し、他の情報収集・発信とは異なった対応が必要となることに留意が必要。	インターネットや移動体通信を活用した方法を含めて多様な通信手段を検討する必要があることから、「その他多様な通信手段」と記載を追加。
8(2)市からの情報発信		
2-2	(6)飲食物の安全確保・風評被害対策のなかの風評被害対策は、(6)ではなく(2)に括るべきではないか。むしろ(3)の内容が(6)に入ってくるのではないか。	風評被害対策を(6)から(2)に移動。 環境モニタリングは、各対策に関連する事項であることから、各対策に関連を記載するとともに、それらを総合して1つの対策として記載するため、現状のとおりとする。
2-3	原子力に限らず情報の発信は一本化する必要。	情報発信元の一元化の必要性を踏まえ、素案に記載

No.	意見・提案の内容	対応方針案
2-4	外国人への情報発信先に留学生センターや留学生の寮、在外公館を入れること。	今後、関係機関等と調整し、記載を検討
2-5	8(2)市からの情報発信, 8(4)避難・避難受入れ, 8(5)被ばく対策において、医療機関との連携を強調すること。妊産婦や乳幼児の把握は、医療機関から地域に情報を提供するような関係を作ること。	今後、関係機関等と調整し、記載を検討
8(3) 環境モニタリング		
2-6	モニタリングについて更に精度を高めて取り組めるようにもっと強調すること。	素案において記載を検討 なお、「自動で測定する体制を検討」は、提案の趣旨に沿ったもの
2-7	市民参加型の環境モニタリング、防災対策の構築	市民の役割に記載を検討するとともに、対策の内容について今後の検討課題とする。
2-8	飲食物の放射能検査に用いるゲルマニウムサーベイメーターに検査に時間がかかりすぎる問題があるので、新しい技術が出てきたら、マニュアルなどに反映させるようにすること。	計画策定後、具体的に実施する段階において考慮する。 なお、大きな方針としては、計画の管理において、調査・研究の新たな知見が出た場合にそれを踏まえるという趣旨を記載済み
8(4) 避難・避難受入れ		
2-9	避難計画(屋内退避、コンクリート屋内退避、市域内避難、広域避難)とあるが、退避＝防護措置と避難が混在している。分けて使ったほうが望ましい。	避難を「退避・避難」と記載
2-10	避難者の収容可能施設リストの整備に関連して、地震・津波の避難所との関係等について明確でない。	地震・津波の避難所とは異なる施設をリストアップする方向で考えているが、素案への記載については、今後関係機関等と調整し、記載を検討する。
2-11	自動車で緊急避難してしまう可能性がある。交通対策や情報の出し方などに関する留意点などを記載すること。	計画策定後、具体的な実施内容等を定める際に考慮する。
8(5) 被ばく対策		
2-12	緊急被ばく医療と晩期の健康調査の取り扱い。事故当時から長く継続して線量を測定する方法。	計画策定後、県等関係機関と調整する。

No.	意見・提案の内容	対応方針案
2-13	緊急被ばくの 2 次施設に該当するのは国立病院機構仙台医療センターとの緊密な連携を図ることの記述。	素案において記載を検討
2-14	スクリーニングを実施するところを保健所、区役所に広げること	計画策定後、県等関係機関と調整する。
8(6) 飲食物の安全確保・風評被害対策		
2-15	飲食物の安全確保はプルームが来た直後と、その後しばらく経ってからでは対応が違うこと。	計画策定後、具体的な実施内容等を定める際に考慮する。
2-16	本市の計画における飲食物の出荷制限の取り扱い。	国の指示に対応して市が迅速にやるという視点で対策を計画に盛り込むという趣旨が伝わるように文言を修正
8(7) 除染		
2-17	上下水道における除染について、速やかに後手にならずにすむ対策。 水道の除染についてヨウ素は浄水の段階で除去できない。	計画策定後、関係部局と調整する。
8(8) 資材調達・備蓄・ロジスティックス		
2-18	防護・除染対策実施用備品の配備、汚染物等処分の検討について、プルームが来た時と去った時で対応、準備する物が違うことがわかるように記載すること。最低限マスクがあると良いこと。	計画策定後、具体的な実施内容等を検討する際に考慮する。
2-19	防護・除染対策実施用備品の配備については、環境の除染と人体の被ばく対策を区別して記載すること。	計画策定後、具体的な実施内容等を検討する際に考慮する。
8(9) 知識普及・啓発、防災訓練		
2-20	従来の防災訓練と原発の防災訓練の関係が市民にもわかるようにすること	国の指針が明らかとなった段階で、それを踏まえて検討する。
2-21	飲食物の安全対策について農家や個人がどのような行動をとったらよいかを記載した市民向けのマニュアル	素案において記載を検討。また、計画策定後、具体的な実施内容等を検討する際に考慮する。